

令和 8 年度

第1回 第一農地部会定例会議事録

令和8年4月27日（月）

上越市市民プラザ 2階 第一会議室

令和 8 年度第 1 回第一農地部会定例会議事録

日時 令和 8 年 4 月 27 日 (月) 午後 2 時 30 分

場所 上越市市民プラザ 2 階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

〈会議出席者〉

2 番 綿貫	4 番 古川	6 番 竹山
9 番 吉村	13 番 新井	14 番 竹内
15 番 牧繪	16 番 清水(増)	20 番 篠宮
22 番 飯塚	23 番 佐藤	24 番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	穂苅	片桐
長野	上原	荻原	野村
白滝	横田	平野	清水(康)
高島(信)			

2 欠席委員

(1) 農業委員

欠席なし

(2) 農地利用最適化推進委員

小林	高島(真)	笠原
----	-------	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	次長	秋山
	主幹	坂井
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主査	丸山
板倉区駐在室	班長	野崎
清里区駐在室	副主査	中条

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6 番 竹山	20 番 篠宮
--------	---------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

5 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。 <資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 12 人、欠席委員数 0 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 16 人中、出席推進委員数 13 人、欠席推進委員数 3 人です。 <議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 5 番 竹山委員、議席番号 20 番 篠宮委員の両名を指名します。 <上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の竹山委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ) それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。 <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、合併前上越市からです。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 67 番から 126 番の 60 件を報告します。事務局の説明を求めます。 (事務局) 秋山 農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した 60 件は、いずれも合意による解約でございます。 解約後の利用形態としましては、休耕が 6 件、溜池が 2 件、他者へ売却予定が 1 件、地主耕作が 2 件、中間管理機構へ貸付・貸付予定が 49 件であります。 件数の大半を占める中間管理機構関連につきましては、圃場整備事業に伴い元々基盤法相対契約だったものを一旦解約し、機構を介した利用権に新たに設定しなおすものであります。以上です。
--	---

議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
白滝委員	No.124. 125 は基盤整備事業関連と思われますが、地主の意向で自作地に変更してもよいのですか。
秋山次長	中間管理機構を介した利用権設定が必要な場合は、今後、地主から地主に利用権設定する際、中間管理機構契約がなされれば特段の問題はないと思われます。
議長	ほかにご意見、ご質問はありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 1 号の 60 件を承認します。 ＜報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議長	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 22 番から 33 番の 12 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 12 頁をご覧ください。報告第 2 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」9 件、「駐車場」1 件、「宅地造成」1 件、「事業用地造成」1 件です。 番号 31 番につきましては、1,000 ㎡を超えているため、15 頁に位置図を添付してございます。合わせてご覧ください。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 2 号の 12 件を承認します。 ＜議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」＞
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 39 番から 47 番の 8 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 16 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 まず申請番号について説明します。

	番号 40 番が欠番となっていますが、当該案件の申請があった日から、上程するまでのこの間に、地主の方がお亡くなりになりましたので、申請を取り下げることになったものでございます。 それでは改めまして、番号 39 番から順に説明します。 こちらは、鴨島地内において、相続したが県外に在住し、手放したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。 場所は、優良農地で、譲受人も隣接農地で耕作していることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 41 番です。石橋新田地内において、従前の賃貸借契約である「経営基盤強化促進法相対契約」の賃貸借期間満了に伴い、3 条にて契約を再設定するものであります。 場所は、譲受人がまとめて耕作している農地であることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 42 番です。こちらは、大豆地内において、家庭菜園として畑を耕作したい譲受人の要望により、使用貸借にて利用権を設定するものであります。現在も畑として耕作されている場所であり、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 43 番です。こちらは、大貫地内において、遠方に居住しており、管理が困難で手放したいとする譲渡人から、隣接に居住しており、家庭菜園として利用したいとする譲受人に所有権移転するものであります。譲受人は県外住所になっていますが、単身赴任で、当該農地に隣接する自宅には母親と奥様が居住しており、耕作することから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 44 番です。こちらは上野田地内において、すでに家庭菜園として耕作している譲受人の要望により、所有権移転するものであります。現地はすでに畑として利用されていることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 45 番です。こちらは横畑地内において、遠方に居住しており経営規模を縮小したいとする譲渡人から、農地付き空き家を購入し、家庭菜園として利用したいとする譲受人に所有権移転するものであります。現状は小規模農地で、引き続き耕作できる状態であることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 46 番であります。こちらは滝寺地内において、近郊で自然とふれあう幼稚園を経営しており、体験農場として耕作・管理したいとする譲受人に使用貸借権を設定するものであります。現状も水稻栽培されている農地で、従前から園の利用もあったことから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 最後に番号 47 番です。こちらは野尻地内において、労力不足により規模を縮小したいとする譲渡人から、隣接地に居住しており、家庭菜園として利用したいとする譲
--	---

	受人に所有権移転するものです。現地は休耕地となっておりますが、今後、畑として利用することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。 ※ 現地確認の委員から補足説明
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 10 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 18 頁をご覧ください。議案第 2 号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。 番号 10 番であります。富岡地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。19 頁に位置図、20 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。工期は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日、土地利用計画は、住宅 1 棟で申請面積 566.47 m²、所要面積が 566.47 m² (田 47 m²、畑 519.47 m²)、建築面積 184.66 m² で建ぺい率は 32.60% となり、支障ありません。都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有権移転、番号 12 番から 16 番までと、利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 241 番から 295 番までの 55 件を上程します。議案はひとつであります。各々の権利種別ごとに意見・質問を語り、議決したいと思います。 最初に所有権移転です。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、21 ページをご覧ください。 「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転 5 件について説明いたします。 こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を行うものです。 すべて地域計画区域内の農地であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 いずれの案件も一団の優良農地であり、受け手の耕作者につきましても一定規模の耕作を行っていることから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号、所有権移転について、原案のとおり決定します。
議長	それでは次に進みます。 同じく議案第 3 号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 241 番から 295 番までの 55 件を上程します。 最初に番号 253 番、新井委員関連を除く 54 件について事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、23 ページをご覧ください。 最初に 26 ページの番号 253 番、新井委員案件を除く 54 件を説明します。 こちらは「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」で、権利種別は利用権設定となります。 まず、番号 241 番から 292 番までの「地域計画区域内」の対象農地について説明します。 こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、37 ページからの対象農用地リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらの大半は、18 条 6 項の合意解約で報告しましたが、木島地区の基盤整備が終わり、もともと「基盤法相対契約」だったものの解約し、中間管理機構をとおした契約にまとめたもののほか、自己所有の農地で自作していたものも含め、地区の方針で改めて、中間管理事業により新たに契約するものが多い傾向となっております。 これらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 ここで、ページの差し込みの修正のご報告です。36 ページに地域計画区域外の案件が差し込まれていますが、こちらは次に説明する地域計画区域外のページと重複していますのでこちらは破棄ください。 それでは、「地域計画区域外」であります。ページは 54 ページをご覧ください。 今ほど破棄した地域計画区域外の番号 293 番から、295 番までの「地域計画区域外」の農地についてであります。 こちらは目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、次の 55 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。こちらでも農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、次に、新井委員関連の案件について、事務局の説明を求めます。案件に関連する新井委員は、退席をお願いします。 (新井委員 退席) それでは事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、新井委員関連の案件について説明します。 26 ページをご覧ください。 番号 253 でありますが、こちらも先ほど説明した案件と同様で、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、新井委員関連の採決に入ります。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 それでは、新井委員の退席を解除します。 (新井委員 復席) 新井委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。
議長	それでは、裁決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号、利用権設定について、原案のとおり決定します。

議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7102番から7111番の10件を報告します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した10件は、いずれも合意による解約です。 解約後の利用形態は、全て農地中間管理機構への貸付予定で現在手続き中です。 受け人は認定農業者でしたが、高齢となり経営規模を縮小する意向で、受け人の孫が引き継いで耕作をする予定です。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、10件を承認します。 <議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」>
議長	議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号7113番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	3頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。全て地域計画内の対象農地であります。 「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりであります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等が無いようなので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。議案第 1 号について、原案のとおり決定します。
議長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。
	(板倉区駐在室分の議案)
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7551 番から 7555 番の 5 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 野崎	1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した 5 件は、いずれも合意による解約です。 解約後の利用形態は、他者へ貸付予定・売却予定が 2 件、中間管理機構へ貸付・売却が 3 件です。関連案件は備考に記載のとおりです。以上です。
議長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、5 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 次に、議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転 2 件と、番号 7592 番から 7593 番までと利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 7594 番から 7607 番までの 14 件を上程します。 議案はひとつですが、各々の権利種別ごとに意見・質問を諮り、議決したいと思います。最初に所有権移転です。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 野崎	「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る所有権移転 2 件について説明いたします。2 ページ、番号 7592 番、7593 番をご覧ください。 こちらは、「地域計画区域内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移

	転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」により、所有権を移転するものです。 すべて地域計画内の農地であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号、所有権移転について、原案のとおり決定します。 それでは次に進みます。同じく議案第 2 号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 7594 番から 7607 番までの 14 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 野崎	3 ページをご覧ください。 「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」で、権利種別は利用権設定となります。 まず、番号 7594 番から 7606 番までの「地域計画区域内」の対象農地について説明します。 こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものです。対象農地につきましては、7 ページから 8 ページの対象農用地等リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 これらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。 9 ページ、番号 7607 番をご覧ください 議案の対象農地につきましては、10 ページの対象農用地リストをご覧ください。 地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地がありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要がある

	との観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号、利用権設定について、原案のとおり決定します。
議長	次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 (清里区駐在室分の議案)
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 8101 番から 8103 番の 3 件を報告します。事務局の説明を求めます
(清里区) 中条	1 頁をご覧ください。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8101 番から 8103 番までの届出書を受理しましたので報告します。 受理した 3 件のうち 2 件は中間管理機構契約の解約のため、件数は 2 件ですが、実質は 1 件です。いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、中間管理機構への貸付が 1 件、中間管理機構契約の解約は他者へ売買となっています。関連案件は備考に記載のとおりです。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件を承認します。

議長	<議案第 1 号「農地第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8101 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	2 頁をご覧ください。2 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8101 番の 1 件を説明します。 譲渡人は相続により農地を含めたすべての土地を取得しましたが、遠方で生活しているため、耕作等維持管理ができず、渡人の妹の配偶者へ所有権を移転するものです。提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 巻末の別紙「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、利用権設定、番号 8106 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは、3 頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるもので対象農地につきましては、4 頁の対象農用地リストをご覧ください。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。「農地中間管理事業の推進に関する

	法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> それでは、その他に入ります。事務局から何かありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。